

白庭台自主防災会規約

(名 称)

第1条 この自主防災組織の名称は、白庭台自主防災会（以下「防災会」と略す。）と称する。

(目 的)

第2条 防災会は、自主的な防災活動を行うことにより、災害（地震その他）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 防災会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及・啓発に関すること。
- (2) 災害発生時における情報収集・伝達、初期消火、避難誘導、救出・救護、応急手当、給食・給水に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 防災資機材の備蓄に関すること。

(会 員)

第4条 防災会は、白庭台自治会の会員をもって構成する。

(役 員)

第5条 防災会には次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 2名
- (3) 会 計 1名
- (4) 班 長 若干名
- (5) 防災委員 若干名

2. 会長は、自治会会長を充てる。
3. 役員は、総会において選出する。
4. 防災委員を除くその他の役員の任期は、定例総会から次期定例総会までとする。
ただし、再任することができる。

(役員の仕事)

第6条 会長は、防災会を代表し、会務を統括し、

災害発生時には、応急対策の指揮をとる。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長において指名した副会長がその職務を行う。
3. 班長は、担当班の任務遂行を行う。
4. 防災委員は、防災活動に関し、会長に助言する。

(顧 問)

第7条 防災会は、必要に応じ顧問を置くことができる。顧問は、会長が任命する。

(総 会)

第8条 防災会の総会は、定例総会と臨時総会とする。

2. 定例総会は、年1回白庭台自治会の定例総会に合わせて開催する。
3. 臨時総会は、会長が必要と認めたときは、いつでも招集することができる。
4. 総会の決議は、過半数に当たる会員が出席し、その議決権の過半数をもって決する。
5. 会長は、会議の長となり、議事を進行する。
6. 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(防災計画)

第9条 防災会は、災害による被害防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

2. 防災計画は、次の事項について定める。
 - (1) 防災組織の編成及び任務分担に関すること。
 - (2) 防災知識の普及に関すること。
 - (3) 防災訓練の実施に関すること。
 - (4) 災害発生時における情報収集・伝達、出火防止、初期消火、救出・救護、避難誘導及び炊き出しに関すること。
 - (5) その他必要とする事項。

(会 計)

第10条 防災会の運営に関する費用は、白庭台自治会の会費その他の収入をもって充てる。

第11条 防災会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(監 査)

第12条 防災会の監査は、白庭台自治会に依頼して行う。

(雑 則)

第13条 この規約に定めのない事項で、防災会の運営に必要な事項は、役員会で決める。

(附 則)

この規約は平成20年11月16日から施行する。

白庭台自主防災会内規

第1条 白庭台自主防災会規約（以下、「規約」という。）第6条第3号に定める班長が担当する班の職務内容は次のとおりである。

1. 消火班

日常の活動	非常時の活動
<ul style="list-style-type: none"> ○出火防止の啓発を行う。 ○火気器具、危険物の保管・管理などの呼びかけ。 ○消火用水の確保、街頭設置消火器の点検を行う。 ○初期消火等の防災訓練を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○出火防止及び初期消火活動を行う。 ○消防機関に協力をする。

2. 避難誘導班

日常の活動	非常時の活動
<ul style="list-style-type: none"> ○一時集合場所、避難場所への経路を確認しておく。 ○危険場所（がけ、ブロック塀など）をあらかじめ確認しておく。 ○避難誘導訓練を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難場所、避難路の安全確認及び危険箇所の表示を行う。 ○公的防災機関と連絡をとる。 ○避難情報を伝達する。 ○避難誘導を行うとともに、避難場所などにおける秩序の維持に努める。

3. 救出・救護班

日常の活動	非常時の活動
<ul style="list-style-type: none"> ○地域内のお年寄り、乳幼児、病人などを確かめておく。 ○応急医薬品及び資機材を備える。 ○救出・救護訓練を行う（応急手当法などを習得する）。 	<ul style="list-style-type: none"> ○負傷者の把握を行う。 ○救急活動を行い、救急処置を行う。 ○負傷者を救護所などに搬送する。 ○お年寄り、乳幼児、病人などの安全確保を行う。

4. 情報班

日常の活動	非常時の活動
○災害についての正しい知識の普及を図る。 ○映画会、懇談会などを開催する。 ○防災意識を高める。 ○巡回広報、情報収集・伝達訓練を行う。 ○防災マップなどを作成し、地域防災知識を高める。	○公的防災機関から発表される災害情報を地域住民に広報する。 ○地域の被害状況及び必要な情報を把握する。 ○公的防災機関等などとの緊急連絡を行う。

5. 給食・給水班

日常の活動	非常時の活動
○食料、飲料水などの備えを呼びかける。 ○防災資機材の確保と点検を行う。 ○炊出し訓練、給水訓練などを行う。	○必要に応じて炊出しを行う。 ○食料及び応急物資の調達、配分を行う。

第2条 班長は、第1条の各班の一つを分担する。

第3条 各班長の下に班員を配置する。

2. 班員は、白庭台自治会の各ブロック毎に、各班につき1名以上配置するものとし、その班員は、白庭台自治会の班長を充てるものとする。ただし、各ブロックの班長が5名に満たないときは、3名または4名とする。
3. 班員の選任及びその所属する班は、役員会において決定し、会長が任命する。
4. 各班に副班長1名を置く。副班長は、班長を補佐するものとする。副班長は、班員のうちから役員会が選任し、会長が任命する。

第4条 役員会は、会長が招集し、議長となる。

2. 役員会は半数以上の役員が出席し、その決議は、過半数をもって決する。可否同数のときは、議長が決する。

第5条 規約第5条に定める防災委員は、白庭病院、近商ストア、白朗会及び高齢者、民生委員から各1名に就任を依頼するものとする。

附則

平成20年11月16日 制定

平成21年4月28日 改訂